

議案第 9 4 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 9 月 7 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 40 号を第 41 号とし、第 18 号から第 39 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 17 号の次に次の 1 号を加える。

18	個人番号通知カードの再交付	1 件につき 500 円
----	---------------	-----------------

第 2 条 松阪市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 19 号を次のように改める。

19	個人番号カードの再交付	1 件につき 800 円
----	-------------	-----------------

別表第 1 中第 20 号を削り、第 21 号を第 20 号とし、第 22 号から第 41 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。